

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

薬事法の改正に伴い、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 奈良県附属機関に関する条例

(2) 奈良県手数料条例

2 施行期日

平成二十六年六月十二日から施行することとした。